

第5次行政改革大綱(案)への パブリックコメントを募集します

伊那市では、平成18年の市町村合併以降、4次にわたって行政改革大綱を策定し、業務改善や財政の健全化などに取り組みながら質の高い行政サービスの提供に努めてきています。現在の大綱が今年度末で終了することから、今後も継続して行政改革に取り組むため、次期「第5次行政改革大綱」を策定します。については、計画策定の参考とするため、下記のとおりパブリックコメントを募集します。

- 1 意見募集する計画案** 第5次伊那市行政改革大綱（案）
- 2 募集期間** 令和8年1月13日（火）午前9時から令和8年2月6日（金）午後5時まで
- 3 対象者**
 - ・伊那市に住所を有する方・伊那市内に事務所または事業所を有する個人や法人
 - ・伊那市内に住所がある事務所や事業所に勤務する方・伊那市内にある学校に在学する方
- 4 計画(案)の閲覧方法**
 - ・伊那市公式ホームページ 市政情報>行政改革>行政改革大綱 内に掲載
 - ・市役所4階総務課、高遠町総合支所総務課、長谷総合支所総務課の各窓口（各施設の業務時間内のみ）
- 5 ご意見の提出方法**

所定の様式により、持参・郵便・FAX・電子メール・電子申請のいずれかの方法での提出とします。いずれの場合も、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号を記入必須とします。
- 6 提出先（2月6日午後5時必着）**
 - ・持参の場合：市役所4階総務課、高遠町総合支所総務課、長谷総合支所総務課 のいずれか
 - ・郵送の場合：〒396-8617 長野県伊那市下新田3050 伊那市 総務部 総務課 行政改革推進係
 - ・FAXの場合：0265-74-1250 ・電子メールの場合：gyo@inacity.jp
 - ・電子申請の場合：ながの電子申請サービスの所定のフォームに入力
- 7 結果の公表**
 - ・提出されたご意見の内容とそれに対する本市の考え方は、後日市のホームページで公表します。
 - ・ご提出いただいたご意見に対する個別回答は致しません。
- 8 注意事項** 正確さを期すため、電話や口頭による意見等の受付はしません。
- 9 添付資料** 有 無

本件に関するお問い合わせ先



長野県伊那市 総務部 総務課 行政改革推進係（課長）北原 （担当係長）竹松
電話：0265-78-4111（内線）2111
FAX：0265-72-1250 E-mail:gyo@inacity.jp

第5次伊那市行政改革大綱（案）に対する意見募集について

1 伊那市行政改革大綱とは

「伊那市行政改革大綱」とは、行政改革を推進していくための組織体制のあり方や事務事業の進め方などについて、市の基本的な方針・方向性を示すもので、今後、市が市民サービスの向上と行財政の効率化の視点から行政運営を行っていく上での基本指針となるものです。

平成18年の伊那市・高遠町・長谷村の市町村合併による新市発足以降、4次に渡り行政改革大綱を策定し、基本的な方針と目標、そして具体的な取組として実行計画を定め、改善・改革に取り組んできました。その結果、事務事業の見直し・合理化・効率化、民間活力の積極的な導入、職員の定員管理及び組織の見直し等を進めることができました。

2 第5次伊那市行政改革大綱策定の必要性

本市をはじめ、地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化による社会保障需要の増大や税収の伸び悩み、人口・人流の構造変化に伴うサービス提供体制の再設計の必要性、社会環境の変化に伴い複雑多様化する行政需要への対応の増加、物価・人件費・金利上昇の同時進行による経常経費の増加、老朽化したインフラや公共施設等の更新・長寿命化への対応、職員の働き方改革に向けた時間外勤務短縮の取組の推進など、多くの課題に直面しています。

国が掲げるデジタル社会のビジョン実現に向けて、地方自治体においてもデジタル技術を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による住民の利便性向上、業務の効率化が一層求められています。

近年激甚化・頻発化している気象災害や近い将来発生が見込まれている巨大地震、また、感染症のパンデミック等、突発的な事態への備えも不可欠です。

このような社会情勢の中で、従来の事業や事務処理等を不斷に見直し、変化に対応しながら健全な自治体経営を維持していく必要があります。

現行の行政改革大綱の計画期間が令和7年度末をもって満了することから、今後も継続して行政改革に取り組むべく、次期となる第5次行政改革大綱の策定について、令和7年10月に伊那市から附属機関の伊那市行政改革審議会へ諮問いたしました。

3 第5次伊那市行政改革大綱（案）に対する意見募集の実施について

この度、伊那市行政改革審議会において第5次伊那市行政改革大綱の中間案が取りまとめられましたので、この中間案について広く意見を募集します。

【意見募集の対象】

第5次伊那市行政改革大綱（案）

【募集期間】

令和8年1月13日（火）午前9時から令和8年2月6日（金）午後5時まで

【対象者】

- ・伊那市に住所を有する方
- ・伊那市内に住所がある事務所や事業所に勤務する方
- ・伊那市内にある学校に在学する方
- ・伊那市内に事務所または事業所を有する個人や法人

【大綱（案）の閲覧】

- ・伊那市役所総務課（4F）、高遠町総合支所総務課、長谷総合支所総務課の窓口でご覧いただけます。
- ・伊那市公式ホームページ（<http://www.inacity.jp/>）でもご覧いただけます。（トップページ>市政情報>行政改革>行政改革大綱>第5次伊那市行政改革大綱（案）に対する意見を募集します）

【意見の提出方法】

- ・「ながの電子申請サービス」を通じて提出してください（上記伊那市公式ホームページ上の意見募集ページのリンクから進んでください）。
 - ・また、上記閲覧窓口に備え付けの「第5次伊那市行政改革大綱（案）に対する意見提案書」に必要事項を記入の上、Eメール、FAX、郵送によりご提出いただくか、提出窓口まで直接お持ちください。
なお、様式は伊那市公式ホームページからも入手できます。
- ※電話及び口頭でのご意見は内容を正確に受け取ることができないおそれがあるため、ご意見は書面によりご提出ください。

【提出先】伊那市役所 総務課 行政改革推進係

- ・E メール : gyo@inacity.jp
- ・F A X : 0265-74-1250
- ・郵 送 : 〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地 総務課宛
- ・提出窓口 : 伊那市役所総務課、高遠町総合支所総務課、
長谷総合支所総務課

【ご意見の取り扱い】

- ・提出いただいたご意見は、第5次伊那市行政改革大綱（案）の修正の参考とさせていただきます。
- ・いただいたご意見の記載内容を確認する場合など、担当者から連絡をさせていただくことがあります。
- ・ご意見には市の考え方を付して伊那市公式ホームページで公表します。ただし、ご意見をいただいた方への直接回答はいたしません。また、匿名の意見、誹謗中傷、軽易な字句の修正などは対象としませんので、予めご了承ください。
- ・意見書に記載していただく内容のうち居住地区等としての住所（例：伊那地区、高遠町地区、長谷地区など）、年齢区分は公表しますが、詳細な住所、氏名、連絡先は個人情報として取り扱い、記載内容確認のためにご連絡する以外は使用しません。